

## 空調用自動制御機器保守点検業務特記仕様書

### 1 業務の目的

空調用自動制御機器保守点検業務の点検を定期的により実施することにより、空調用自動制御機器を常に良好な状態に維持するとともに、障害発生時には速やかに臨時点検を実施の上、復旧対応を行うことにより、病院機能への影響を最小限に抑制する。

### 2 対象庁舎

委託業務の対象となる建物は、次のとおりとする。

- (1) 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10

### 3 業務の対象

業務の対象設備は、別表のとおりとする。

### 4 業務の内容

- (1) 機器点検及び定期点検

機器及び定期点検は、年に2回（6月頃、12月頃）実施する。

なお、点検に当たっては、事前に点検計画表を提出すること。

- (2) 点検の実施

点検の実施に当たっては、製造者規定の定期点検内容に基づき作業を実施し、交換の必要に生じた部品交換作業費については、本契約に含まれるものとするが、部品代金は甲の負担とする。

- (3) 点検作業は、甲の係員との連絡のもとに実施するものとし規定の作業完了後は、甲の係員が立会い、乙は報告書を提出してその承認を得るものとする。

- (4) 故障時等の対応

甲の故障時発生時の緊急要請等に対し、迅速に復旧等作業に入ること。

### 5 現場作業監督者の選任等

受注者は、この契約の締結と同時に、建築基準法その他関係法令（以下「法令等」という。）で定める必要な点検資格を有する者を現場作業監督者として選任すること。現場作業監督者を変更したときも同様とする。

なお、委託業務は現場作業監督者が実施すること。

- (1) 点検の実施方法

委託業務の実施に当たっては、建築保全共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修平成25年版）、空調用設備定期検査業務基準（一般財団法人日本建築防災協会発行）及び消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等について（平成21年1月26日付け消防予第37号）に基づいて実施するものとする。

- (2) 点検結果の報告

空調用設備等に故障や不具合を発見したときは、直ちにその原因を調査し、その結

果を報告すること。法令等で報告書の様式が定められている設備については、当該報告書の様式で作成し、鑑を付けて提出（必要に応じて消防署等に報告）すること。

また、報告書及び報告書に添付する関係書類の提出部数は1部とする。なお、必要に応じて測定結果等を別紙として添付すること。

(3) 機器の設定変更の対応

機器の設定変更、機器操作の取扱い説明その他発注者の依頼に基づき、必要な対応を取ることを。